

令和 8 年 第 2 回
市 議 会 定 例 会 資 料

その 2

目 次

議案第 9 8 号關係	-----	5
報告第 1 5 号關係	-----	7

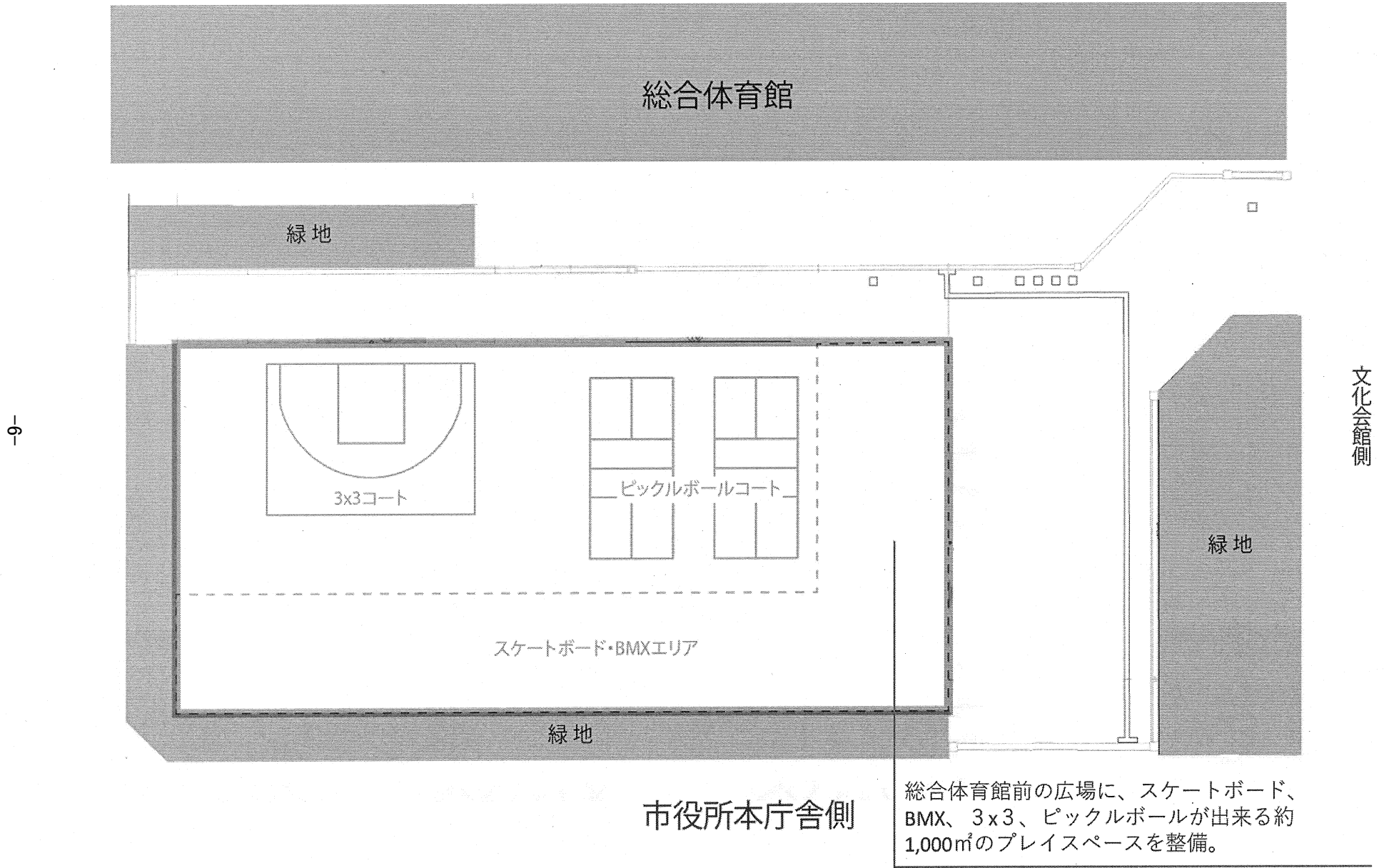
令和8年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和8年度 補正第3号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目)	補 正 額	明 説				
	(事 業 名) (主 管 課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費	25,557		11,028	12,100		2,429
	アーバンスポーツ推進事業費 (スポーツ推進課) (継続費)		総合体育館の前庭において、アーバンスポーツを楽しむための(仮称)フラットパークを整備及び競技普及振興を図るためのセクションを製作することに伴い、委託料、工事請負費を追加するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年6月17日)				

(仮称) フラットパーク計画図



「報告第15号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和7年11月25日 午前9時8分頃
 事故発生場所 茅ヶ崎二丁目1番38号地先
 事故当事者 相手方 市外在住の男性
 当方 茅ヶ崎市

経 過

令和7年 11月25日 事故発生
 令和7年 11月25日 介護保険課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。
 令和7年 11月25日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。
 令和8年 6月12日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額	58,900円	127,700円
(算出内訳)	(修理費) 58,900円	(修理費) 127,700円
過失割合	20%	80%
賠 償 額	25,540円	47,120円
(算出内訳)	(相手方の損害額) $127,700円 \times 20\%$ = 25,540円	(当方の損害額) $58,900円 \times 80\%$ = 47,120円